

○農林水産省告示第六百五十三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十九条第一項第一号及び第二項並びに附則第十七条第一項の規定に基づき、同令第四百四十九条第一項第一号の規定による農作物の糖度に応じた収穫量の調整の方法等を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第四百四十九条第一項第一号の規定による農作物の糖度に応じた収穫量の調整は、収穫量に換算係数（第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。）を乗じて行うものとする。

一 てん菜及びさとうきびについての規則第四百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額であつて糖度ごとに定められたもののうち、当該組合員等（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）が栽培するてん菜及びさとうきびの当該年産の糖度に対応する単位当たり共済金額に相当する金額の最高額

二 てん菜及びさとうきびについての規則第四百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額であつて糖度ごとに定められたもののうち、当該組合員等の基準糖度（畑作物共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十四号）第一第一項第一号の基準糖度をいう。）に対応して当該年産に係る共済関係の単位当たり共済金額として申し出ることができた金額の最高額

2 規則第四百四十九条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定する場合であつて同条第二項第一号から第三号までに掲げる事由の存する耕地があるときにおける同項の規定による減収量の算定は、組合員等（い）とに、次の算式によるものとする。

$$A - B - C + D$$

ただし、 $(1 - X) A < B + C$ のときは、 $D + XA$ とする。

Aは、法第一百五十三条第一項第一号の基準収穫量

Bは、発芽不能耕地（規則第四百四十八条第二項に規定する発芽不能耕地をいう。以下同じ。）の耕地別基準収穫量（同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。）の合計に、次の表の上欄に掲げる同

条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の十	百分の四十五
百分の二十	百分の四十
百分の三十	百分の三十五
百分の四十	百分の三十

Cは、発芽不能耕地以外の耕地に係る収穫量（てん菜及びさとうきびにあつては、収穫量に第一項の規定による調整を加えて得た数量）の合計

Dは、規則第四百十九条第二項第二号に掲げる事由の存する耕地にあつてはイ、同項第三号に掲げる事由の存する耕地にあつてはロに掲げる数量

イ 当該耕地の耕地別基準収穫量の百分の十（再び移植した耕地にあつては、百分の二十）に相当する数量に、当該耕地のうち風害、凍霜害若しくは獣害により発芽若しくは活着をしなかつた部分又は発

芽後若しくは活着後に風害、凍霜害若しくは獣害により滅失した部分につき再び播種又は移植をした面積（以下「再播種等面積」という。）の当該耕地の面積に対する割合（その割合が百分の五十未満であり、かつ、再播種等面積が五十アール未満である場合にあっては、零）を乗じて得た数量の合計に、次の表の上欄に掲げる規則第四百十八条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の十	一
百分の二十	九分の八
百分の三十	九分の七

ロ 当該耕地の耕地別基準収穫量の百分の二十五に相当する数量に、当該耕地のうち夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった部分その他共済事故により収穫の見込みがない部分に当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植えた面積（以下「再植付面積」という。）の当該耕地の面積に対する割合（その割合が百分の五

十未満であり、かつ、再植付面積が三十アール未満である場合にあっては、（零）を乗じて得た数量の合計に、次の表の上欄に掲げる規則第四百四十八条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	一
百分の三十	八分の七
百分の四十	八分の六

Xは、規則第四百四十八条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合

3 規則第四百四十九条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定する場合であつて同条第二項第四号に

掲げる事由の存する耕地があるときにおける同項の規定による減収量の算定は、法第一百五十三条第一項第一号の基準収蒔量に、次の表の上欄に掲げる規則第四百四十八条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じてするものとする。

組合員等が申し出た割合	割合
-------------	----

百分の二十	百分の六十
百分の三十	百分の六十五
百分の四十	百分の七十

4 規則第四百十九条第一項第二号に掲げる方法により減収量を算定する場合であつて同条第二項第一号に掲げる事由の存する耕地があるときにおける同項の規定による減収量の算定は、次に掲げる数量を合計してするものとする。

一 発芽不能耕地の耕地別基準収穫量に、次の表の上欄に掲げる規則第四百十八条第一項第二号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量を合計して得

た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の六十
百分の三十	百分の六十五
百分の四十	百分の七十

百分の五十

百分の七十五

二 発芽不能耕地以外の耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を合計して得た数量

5 規則附則第十七条第一項の規定より減収量を算定する場合における発芽不能耕地の減収量は、その耕地の耕地別基準収穫量の百分の六十五に相当する数量とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。